

2018年7月4日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明 様

原子力民間規制委員会・東京
代表 岩田俊雄
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-6-2
ダイナミックビル5F
E-mail mkiseii.t@gmail.com

福島第一原発事故加害者東京電力への質問書

国の原子力規制委員会は、「規制基準への適合性を審査しただけで、安全とは申し上げられない」と、原発の安全への責任を放棄しています。安全でない以上、住民の被曝低減対策は必須であり、それは、原子力事業者の義務です。貴社は、住民に危険を押し付けておきながら、被曝防護は自治体任せにして、知らんぷりで再稼働を急ごうとしています。それは、身勝手というものです。原子力事業者の責任を果たしていません。住民を無防備のまま危険にさらすのは生存権の侵害であり、憲法違反です。

前回、民間規制委は、貴社が危険物である原発を使用する以上、柏崎刈羽原発周辺 50km 圏内 113 万人全員が、1時間以内に逃げ込め、ヨウ素 131 の半減期である8日間居住できる放射線防護施設を、貴社の全額負担で、事前に完備すべきと勧告しました。

それに対し、貴社は、昨年回答したので、もう答えないと回答しました。昨年の回答とは、「各自治体において作成される避難計画については、住民の皆さまの安全を確保すべく、その実効性に向け、自治体の皆さまからのご要望をよくお聞きしながら、当社としてできる限りご協力して参ります」と、自治体に責任を転嫁し、自らは、協力はするという、極めて無自覚、無責任なものでした。自然災害と違い、原子力防災の責任は、原因企業である原子力事業者にあります。

1. 改めて質問します。原子力災害を与える可能性のある原発を使用する当事者として、①原子力災害に責任のない自治体が広域避難計画策定の義務を負い、費用は税金でまかなうということに、どのような合理性があるのか、②住民の被曝防護の責任は誰が負うのか、について、貴社の見解をお聞かせください。

2. 次に、柏崎刈羽原発の過酷事故対策についての質問です。原子炉が底抜けして、熔融燃料が格納容器に流れ出した場合に備えて、格納容器の床が薄い部分を保護するコリウムシールドという分厚い酸化ジルコニウムのつい立てを設置したので、格納容器は底抜けしないとのことですが。

しかし、2600℃ほどの高温の熔融物は、つい立ての下のコンクリートを溶かしてもぐりこみ、その先のドライウェルサンプに流れ込み、そこに溜まっている水に接触して水蒸気爆発を起こし、格納容器は破裂するではありませんか。

原子力規制委員会への説明書は、黒枠白塗りだらけであり、なぜ危険でないのか、一般市民にはまったくわかりません。事前の水張りコリウムシールドで、水蒸気爆発の危険性がどう回避されるのか、お答えください。

以上について、7月25日(水)までにEメールでご回答ください。

以上